

藤沢市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス 選定委員会審査要領

1 審査の対象となる事業者

審査対象は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- (1) 藤沢市立保育所紙おむつ等定額利用サービス導入に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）で参加資格確認結果通知を受け、参加資格があることを確認された事業者であること。
- (2) 実施要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者であること。
- (3) 実施要領に基づき、適正に書類を作成した参加者であること。
- (4) 指定した提案上限額の範囲内で行われた提案であること。

2 評価方法

- (1) 評価方法は、藤沢市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス導入に係る選定委員（以下「選定委員」という。）による書類審査の評価による総合計得点で競うものとする。提出書類については次のとおりとする。

- ア 参加表明書 (様式第1号)
- イ 会社概要書 (様式第2号)
 - 添付書類 法人登記簿謄本の写し、決算書の写し、納税証明書、会社案内のパンフレット等
- ウ 業務実績書 (様式第3号)
 - 添付書類 実績を証明する書類（覚書・協定書など、業務実績書に記載した3件）
- エ 提案書 (様式第7号)

3 評価手順

- (1) 実施要領で求めるプロポーザル参加資格を有することの確認を行う。
- (2) 提出された提案書類をもとに4で示す「書類審査の評価項目の設定」に基づき書類審査を行い、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。
 - ※委員が欠席した場合は、各審査項目について出席した委員の平均点を加算するものとする。（小数点以下がある場合は小数点以下を四捨五入し、算出）
- (3) 市が設定する基準点（全審査項目の合計点の6割）を超えており、かつ最高評価点となった提案者を優先交渉権者として選定する。

なお、提案者が1者だった場合（複数者から提案があったが、失格等の理由により結果として審査対象が1者となった場合を含む）は、市が設定する基準点（全審査項目の合計点の6割）を超えていれば、当該提案者を優先交渉事業者とする。

- （4）最高評価点が同点の場合、大項目「サービス内容」および「発注・納品等」の合計点数が高い提案者を優先交渉権者とし、2番目に合計点数が高い提案者を次点者とする。順に優先交渉権者とする。
- （5）優先交渉権者との交渉により導入が見送られた場合は次点者と交渉を行う。

4 書類審査の評価項目の設定

次のとおり評価項目を設定する。

（詳細は評価基準のとおりとする。評価基準の評価及び配点は非公開とする。）

- （1）サービス内容
- （2）発注・納品等
- （3）支援体制
- （4）その他
- （5）業務実績

5 書類審査の評価項目の評価点

評価項目に対する評価点は別紙「藤沢市立保育所紙おむつ等定額利用サービス提案書評価項目一覧」のとおり設定する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年10月27日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、藤沢市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス提供を行う事業者との覚書の取り交わしをもって、その効力を失う。

以 上